

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(定義) 第八条 「略」 〔2〕17 略〕</p> <p>18 この規則において「キャッシュ・フロー」とは、資金の増加又は減少をいう。</p> <p>19 前項及び第五章において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。同章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。）の額の合計額をいう。</p> <p>〔20〕69 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(定義) 第八条 「同上」 〔2〕17 同上〕</p> <p>18 この規則において「キャッシュ・フロー」とは、次項に規定する資金の増加又は減少をいう。</p> <p>19 この規則において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第五章において同じ。）の合計額をいう。</p> <p>〔20〕69 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則(第十四号に掲げる用語にあつては、第一条第三項第二号を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇十二 略」</p> <p>十三 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。</p> <p>十四 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。)を含む。第五章において同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。)の額の合計額をいう。</p> <p>「十五〇六十 略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇十二 同上」</p> <p>十三 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少をいう。</p> <p>十四 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第五章において同じ。)の合計額をいう。</p> <p>「十五〇六十 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〽三 略」</p> <p>四 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。</p> <p>五 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第七十一条及び第七十三条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十一条及び第七十三条において同じ。）の額の合計額をいう。</p> <p>〔六〽三十七 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条の二 「同上」</p> <p>「一〽三 同上」</p> <p>四 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少をいう。</p> <p>五 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十一条及び第七十三条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十一条及び第七十三条において同じ。）の合計額をいう。</p> <p>〔六〽三十七 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第四条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。</p> <p>十一 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第八十四条及び第八十六条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十四条及び第八十六条において同じ。）の額の合計額をいう。</p> <p>〔十二〇四十二 略〕</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少をいう。</p> <p>十一 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十四条及び第八十六条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十四条及び第八十六条において同じ。）の合計額をいう。</p> <p>〔十二〇四十二 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。</p> <p>九 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第七十五条及び第七十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十五条及び第七十七条において同じ。）の額の合計額をいう。</p> <p>「十〇四十二 略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少をいう。</p> <p>九 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十五条及び第七十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十五条及び第七十七条において同じ。）の合計額をいう。</p> <p>「十〇四十二 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第六条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇十二 略」</p> <p>十三 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。</p> <p>十四 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第八十五条及び第八十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十五条及び第八十七条において同じ。）の額の合計額をいう。</p> <p>「十五〇四十七 略」</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一〇十二 同上」</p> <p>十三 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少をいう。</p> <p>十四 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十五条及び第八十七条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十五条及び第八十七条において同じ。）の合計額をいう。</p> <p>「十五〇四十七 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

附 則

この府令は、公布の日から施行する。